

死刑執行に対する声明

私たちの国は、2014年6月26日、大阪拘置所において、1人の死刑囚（川崎政則氏）に対する死刑を執行した。

川崎氏は、幼児2人を含む3人の親族の生命を奪ったとして死刑判決を受けたものであり、一貫して犯行を認めていたとのことであるが、その刑事責任能力については争いがあったものである。

当会は、袴田事件再審開始決定及び飯塚事件・名張事件再審請求棄却決定により死刑制度には誤った判断により人の生命を奪うという取り返しのつかない重大な不正義を生ずる可能性があることが改めて明らかになったことを受けて、2014年6月18日付で速やかな死刑制度の廃止を求める決議を行い、これを法務大臣に提出したところである。しかし、袴田事件を検証することなく、死刑制度に存する問題を改めて検討する姿勢も、極端な密行主義を改善する姿勢も一切見られないまま、今回の執行が行われたことは誠に遺憾であり、強く抗議する。

同決議において、当会は、人が運用する以上、誤りの起こらないシステムは絶対に存在し得ず、死刑制度というシステムを維持し、運用する以上、究極の不正義が発生する可能性を誰も否定することはできないことを明らかにした。責任能力に争いのあった今回の事案についての執行は、たとえ犯人性には誤りのない事案であったとしても、責任能力や量刑の判断について誤った死刑判決と執行がなされる可能性が否定できないことを、改めて浮き彫りにしたものである。

このように、絶対に回復不能な不正義が生ずる可能性を避けられないことは、死刑制度が刑事司法制度として根本的な欠陥を抱えていることを意味する。当会は、刑事司法制度に直接携わる法律実務家の団体として、そのような根本的欠陥を持つ制度の存続自体を到底容認できない。したがって、あらゆる事案に対する死刑の執行に反対するものである。

以上から、当会は、今回の死刑執行に強く抗議するとともに、私たちの国の刑事司法制度が不正義を生み出すことのないよう、死刑制度廃止の実現を目指して引き続き取り組んでいくことを表明する。

2014年6月30日

京都から死刑制度の廃止をめざす弁護士の会